

株式会社村田製作所（仮称）守山新事業所拠点整備事業に係る  
計画段階環境配慮書に対する審査会意見

株式会社村田製作所（仮称）守山新事業所拠点整備事業（以下「本事業」という。）に係る計画段階環境配慮書に対する環境保全の見地からの意見については、次のとおりである。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続きを進めるに当たっては、本事業の内容を出来る限り明確にするとともに、周辺の地域住民に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 本事業の内容、事業実施想定区域およびその周囲の自然的状況・社会的状況を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて適切に環境影響評価の項目を選定し、調査、予測および評価を行うこと。
- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 風害

方法書以降の手続きにおける予測および評価に当たっては、科学的な知見により妥当性が確認された予測手法を選定すること。

対象事業実施想定区域は鉄道の沿線であるため、計画建築物の影響による風害の予測評価については、歩行者等への影響だけでなく、鉄道の運行に支障が起るような風環境の変化についても考慮したうえで、調査、予測および評価を行うこと。

(2) 景観

事業実施想定区域西側における景観モニタージュの結果から、湖南地域を代表する景観資源の一つである三上山に対する眺望への影響が一部認められる。

このため、方法書以降の手続きにおいて、景観に係る複数案の検討結果についての評価を見直すとともに、事業実施想定区域西側における三上山の中景および遠景の変化を確認できる調査地点を選定し、適切に予測および評価すること。